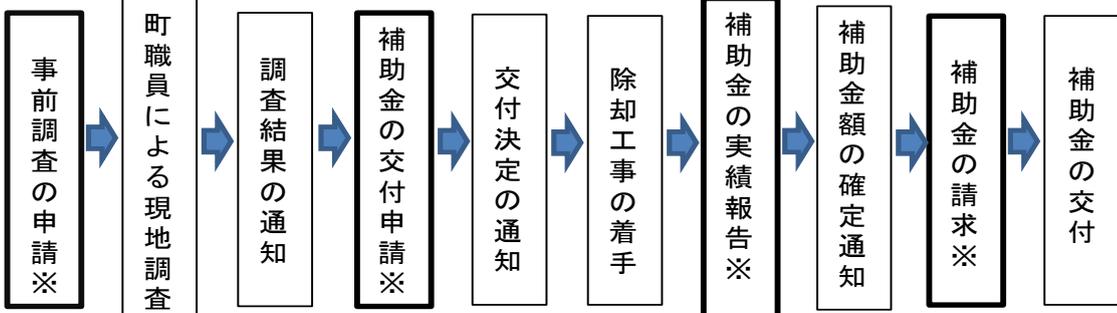


奥出雲町老朽危険空き家除却助成事業補助金

管理不全の空き家の除却を推進し町民の安全や生活環境の保全を図るため、町内に所在する危険な空き家の解体費の一部を補助します。

補助対象者	次の(1)～(3)のいずれかの方 (1)老朽危険空き家の所有者 (2)老朽危険空き家の所有者の相続人 (3)老朽危険空き家の所在する土地の所有者 (老朽危険空き家の所有者又は相続人及び共有者から除却について同意を得た者に限る。)
補助の対象となる空き家	空き家のうち管理不全な状態にあり、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのあるもので、次の(1)～(5)のすべてを満たすもの (1)奥出雲町内にある建築物 (2)現に使用されていない建築物 (3)木造または鉄骨造である建築物 (4)延べ床面積の2分の1以上が住宅の用途に使用されていた建築物 (5)通学路及び避難路に隣接し、倒壊等の危険性があると認められる建築物
補助金の額	補助対象経費の4/5 (限度額120万円)
補助金交付までの流れ (※は申請者が行う手続き)	 <pre>graph LR; A[事前調査の申請※] --> B[町職員による現地調査]; B --> C[調査結果の通知]; C --> D[補助金の交付申請※]; D --> E[交付決定の通知]; E --> F[除却工事の着手]; F --> G[補助金の実績報告※]; G --> H[補助金額の確定通知]; H --> I[補助金の請求※]; I --> J[補助金の交付];</pre>

※次の工事は補助対象となりません

- ・補助金の交付決定前に着手した工事
- ・他の制度の補助金等の交付を受けて行う工事
- ・補助対象建築物の全部を除却しない工事

申請に必要な添付資料など詳細は奥出雲町役場定住産業課へお問い合わせください。

お問合せ先

奥出雲町定役場 定住産業課 (TEL 54-2524)